

岐阜県公報

目 次

訓 令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ
一

号 外 (三) 平 成 二 十 四 年 十 一 月 一 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

医療整備課

医 整

を

医療整備課	医 整
地域医療推進課	地 医

に

宮川上流河川開発
工事事務所

宮河開

を

宮川上流河川開発 工事事務所	宮河開
リニア推進事務所	リ 推

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平 成 二 十 四 年 十 一 月 一 日

平成二十四年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社